

## 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について（概要）

総務部財務課  
令和4年9月

- 「健全化判断比率」は、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な水準である。
- 「実質公債費比率」は、比率の増加要因となる分子の元利償還金が増加したものの、普通交付税の増加等により分母も増加したため、前年度から0.1ポイント減少して9.4%となった。
- 「将来負担比率」は、地方債残高・債務負担行為額が減少し、将来負担額を充当可能財源等が上回っており、6年連続で比率なしとなった。
- 「資金不足比率」について、平成23年度以降、資金不足が生じた公営企業はない。

### ○健全化判断比率

比 率	本市	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	説 明
<b>実質赤字比率【フロー指標】</b> 一般会計等を対象とした実質赤字の 標準財政規模に対する比率  $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	- 黒字のため 比率なし (▲13.28%)	12.61%	20.00%	<b>○実質収支額</b> 一般会計 23.4億円の黒字  ※標準財政規模（R3年度） 176.3億円  標準財政規模とは、税収や普通地方交付税 など各自治体に共通した標準的な収入のこ とで、自治体が通常水準の行政サービスを提供 するうえで必要な一般財源の目安となる数値 です。
<b>連結実質赤字比率【フロー指標】</b> 全会計を対象とした実質赤字の標準 財政規模に対する比率  $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	- 黒字のため 比率なし (▲21.20%)	17.61%	30.00%	<b>○実質収支額</b> 全会計 37.4億円の黒字 ・主なもの 一般会計 23.4億円 水道事業会計 4.3億円 病院事業会計 2.2億円
<b>実質公債費比率【フロー指標】</b> 一般会計等が負担する元利償還金及び 準元利償還金の標準財政規模に対する比 率（3か年平均）  $\frac{\{\text{地方債の元利・準元利償還金} \\ - (\text{特定財源} + \text{交付税措置})\}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税措置}}$	<b>9.4%</b>  ※参考 R02年度決算 <b>9.5%</b>	25.0%	35.0%	<b>○単年度比率の推移</b> R01年度：9.3% R02年度：9.6% R03年度：9.4%

・実質赤字比率と連結赤字比率は、（ ）内に実質黒字額の比率をマイナス（▲）で表示しています。

比 率	本市	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	説 明
<b>将来負担比率【ストック指標】</b> 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（公営企業債等繰出見込額を含む。）の標準財政規模に対する比率  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税措置}}</math> </div>	-  充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率なし (▲18.1%)  ※参考 R02年度決算 -	350.0%		<b>○将来負担額の内容</b>  <u>市債</u> 一般会計 324.0億円 公営企業 74.7億円  <u>退職手当</u> 40.5億円

・将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、（ ）内に上回る額の比率をマイナス（▲）で表示しています。

#### ○資金不足比率

比 率	本市	経営健全化 基 準	財政再生 基 準	説 明
<b>資金不足比率【フロー指標】</b> 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率				全ての公営企業会計において、資金不足は生じていません。
水道事業会計	- (▲102.7%)	20.0%		
病院事業会計	- (▲6.9%)	20.0%		
下水道事業会計	- (▲25.0%)	20.0%		
農業集落排水事業特別会計	-	20.0%		

・資金不足比率は、（ ）内に資金剰余額（黒字額）の比率をマイナス（▲）で表示しています。

## 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（詳細）

### ◎過去3年間の推移

（単位：％）

健全化判断比率				資金不足比率			
指標名	R3決算	R2決算	R1決算	会計名	R3決算	R2決算	R1決算
実質赤字比率	-	-	-	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	9.4	9.5	9.5	下水道事業会計	-	-	-
将来負担比率	-	-	-	農業集落排水事業特別会計	-	-	-

### ◎早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準との比較

（単位：％）

健全化判断比率				資金不足比率		
指標名	R3決算	早期健全化基準	財政再生基準	会計名	R3決算	経営健全化基準
実質赤字比率	-	12.61	20.00	水道事業会計	-	20.0
連結実質赤字比率	-	17.61	30.00	病院事業会計	-	20.0
実質公債費比率	9.4	25.0	35.0	下水道事業会計	-	20.0
将来負担比率	-	350.0	-	農業集落排水事業特別会計	-	20.0

### ◎令和3年度決算における各指標について

#### 1 健全化判断比率

##### ① 実質赤字比率

一般会計等における実質収支額は、2,341,633千円の黒字であり、実質赤字は生じていない。

##### ② 連結実質赤字比率

全会計における連結実質収支額は、3,739,623千円の黒字であり、連結実質赤字は生じていない。

（単位：千円）

会計名	実質収支額	資金剰余額	計
一般会計等	2,341,633		2,341,633
国民健康保険事業特別会計	140,903		140,903
介護保険事業特別会計	413,618		413,618
後期高齢者医療特別会計	20,076		20,076
水道事業会計		432,910	432,910
病院事業会計		222,748	222,748
下水道事業会計		167,735	167,735
農業集落排水事業会計		0	0
合計	2,916,230	823,393	3,739,623

### ③ 実質公債費比率

算式の分子については、一般会計における元利償還金の増加及び公債費に準ずる債務負担行為に係るものの増加等により、22,922千円増加した。

算式の分母については、標準税収入額は減少したが、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額等の増加等により、563,724千円増加した。

このため、実質公債費比率は単年度比率で9.4%（前年度比▲0.2ポイント）、3か年平均で9.4%（同▲0.1ポイント）となった。

※参考：平成30年度の単年度比率9.5%

（単位：%、千円）

R1 単年度	9.3	①算式の分子	1,236,759	①分子の増減分析【R2⇒R3 +22,922千円】 ・一般会計における元利償還金 +82,491千円 （以下分子から控除されるもの） ・災害復旧費等に係る基準財政需要額 +83,177千円
		②算式の分母	13,294,840	
R2 単年度	9.6	①算式の分子	1,299,267	
		②算式の分母	13,509,789	
R3 単年度	9.4	①算式の分子	1,322,189	②分母の増減分析【R2⇒R3 +563,724千円】 ・標準税収入額 ▲227,089千円 ・普通交付税 +699,500千円 ・臨時財政対策債 +134,991千円 （以下分母から控除されるもの） ・災害復旧費等に係る基準財政需要額 +83,177千円
		②算式の分母	14,073,513	
R3 3か年平均	9.4			

### ④ 将来負担比率

算式の分母については、標準財政規模及び交付税算入公債費の増加等により563,724千円の増加となった。

算式の分子については、地方債現在高の減少等により将来負担額が2,822,018千円減少し、基金の減少等により充当可能財源等が1,374,204千円減少した。

充当可能財源等の減少を上回る規模で、将来負担額が減少し、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、分子が負数となり、将来負担比率は比率なしとなった。

（単位：%、千円）

年度	比率	①算式の分子	=	( 将来負担額 - 充当可能財源等 )	①分子の増減分析【R2⇒R3 ▲1,447,814千円】 将来負担額 ▲2,822,018千円 ・地方債現在高(一般会計)▲1,536,363千円 ・公営企業債等繰入見込額 ▲1,234,780千円 充当可能財源等 ▲1,374,204千円 ・充当可能基金 +87,838千円 (財政調整基金 +81,644千円、減債基金 +285千円、退職手当基金 +53千円、ふるさと応援基金 ▲108,726千円、国民健康保険事業特別会計財政調整基金 ▲29,970千円、介護給付費準備基金 +146,025千円) ・基準財政需要額算入見込額 ▲1,540,315千円 (下水道費▲302,084千円、公債費▲1,103,966千円)
		②算式の分母			
R01	-	▲563,629	=	( 47,970,688 - 48,534,317 )	
		13,294,840		( 16,655,953 - 3,361,113 )	
R02	-	▲1,105,512	=	( 46,741,143 - 47,846,655 )	
		13,509,789		( 17,024,464 - 3,514,675 )	
R03	-	▲2,553,326	=	( 43,919,125 - 46,472,451 )	
		14,073,513		( 17,631,866 - 3,558,353 )	

## 2 資金不足比率

全会計とも、資金不足額は生じていない。

【法適用事業】

(単位:千円)

会計名	流動負債	流動資産	資金剰余(不足)額 (解消可能資金不足額控除前) ※地財法上	資金不足比率 ※地財法上	解消可能 資金不足額	資金剰余(不足)額 (解消可能資金不足額控除後) ※健全化法上	資金不足比率 ※健全化法上
水道事業会計	332,145	540,009	432,910	-	-	432,910	- (▲102.7%)
病院事業会計	1,201,367	976,303	222,748	-	-	222,748	- (▲6.9%)
下水道事業会計	427,448	234,865	167,735	-	-	167,735	- (▲25.0%)

【法非適用事業】

(単位:千円)

会計名	歳出額	歳入額	資金剰余(不足)額 (解消可能資金不足額控除前) ※地財法上	資金不足比率 ※地財法上	解消可能 資金不足額	資金剰余(不足)額 (解消可能資金不足額控除後) ※健全化法上	資金不足比率 ※健全化法上
農業集落排水事業特別会計	749,568	749,568	0	-	-	0	-

・資金不足比率は( )内に資金剰余額(黒字額の比率をマイナス(▲)で表示しています。

※解消可能資金不足額とは、病院事業など、事業の性質上、構造的に資金不足が生じる事由がある公営企業については、健全化法における比率の算定の際に、資金の不足額から将来解消が見込まれる額を控除するものである。

また、資金不足比率が生じた場合には、地方債において制限がかかる。

【地方財政法上】

- ・届出の制限(協議不要対象団体であっても、資金不足額が生じた公営企業については、協議をしなければならない。)
- ・(営業収益－受託工事収益)×0.1以上:資金不足等解消計画の策定が必要。

【健全化法上】

- ・資金不足比率が20%以上:経営健全化計画の策定が必要。